

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター
優良品種・技術評価委員会品種評価基準
-マツノザイセンチュウ抵抗性品種-

(目的)

第1条 本基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第2条第1項の規定により、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会が、林木の優良な新品種の開発に係る評価を行うために定める評価基準のうち、マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発に係るものについて定めるものである。

(評価基準)

第2条 マツノザイセンチュウ抵抗性品種の評価にあたっての基準は、原則として次の各号に定めるものとする。

- 一 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター品種開発実施要領-マツノザイセンチュウ抵抗性品種-（平成21年6月25日付け21森林林育第84号）（以下「実施要領」という。）に定められた方法により品種開発が行われていること。
- 二 品種開発までの経緯、品種開発における調査データが明示されていること。

(平成23年1月24日 制定)

(平成27年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)

(平成29年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)

(平成30年1月18日 優良品種・技術評価委員会一部改正)